

5 平成22年3月9日付け監査委員告示第1号公表分

(1) 農林水産部

ア 農林水産政策課（財政援助団体：津地域水田農業推進協議会）

(ア) 会計帳簿等の整備について

<p>監査の結果</p>	<p>津市生産調整交付金について、津地域水田農業推進協議会は、交付金会計に係る総勘定元帳などの会計帳簿及び会計伝票を整備しておらず、交付金使途報告書の内容の正確性を確認し難いものであった。</p> <p>特に平成19年度の交付金会計については、当該事業年度終了後に助成した産地づくり交付金及び返還を受けた産地づくり交付金が、それぞれ平成19年度の交付金使途報告書における支出額及び収入額に含まれると説明があったものの、同協議会の平成19年度決算に係る貸借対照表の流動負債（未払金）及び流動資産（未収金）に計上していないといった矛盾があり、当該交付金使途報告書の内容の正確性を確認することは困難であった。</p> <p>同協議会の会計処理規程では、会計ごとに会計帳簿等を備え、金銭出納を明確にしなければならないと定めていることから、会計帳簿等を整備の上、適正に記帳し、交付金に係る予算執行の透明性を確保するよう、所要の是正措置を講じられたい。</p>
<p>措置の要旨</p>	<p>津地域水田農業推進協議会から、同協議会の会計処理規程に基づき、会計帳簿等を整備の上、適正かつ正確な経理処理を行ったことについて、報告を受け、これを確認した。</p>

(イ) 生産調整事業に係る業務委託について

<p>監査の結果</p>	<p>津地域水田農業推進協議会は、14の地区水田農業構造改革推進協議会に生産調整事業に係る業務を委託しており、委託料の総額は約230万円で、平成20年度はその全額に交付金を充てている。</p> <p>当該委託料は「均等割額」及び「生産調整配分面積割額」のほか、一部の地区を除き生産調整の実施状況の確認に係る「人数割額」を加算し算定しているが、実績報告書を見ると当該確認業務の実施件数及び結果の報告がなく、その履行状況は明らかでない。</p>
--------------	--

	<p>かでない。</p> <p>また、関係職員の説明によると、当該委託業務には、産地づくり交付金に関する資料を各農業者に配付する業務が含まれるとしているが、実績報告書に配付件数の報告はなく、配付業務を委託するのであれば「均等割額」や「生産調整配分面積割額」による委託料の算定は合理性を欠くおそれが懸念される。</p> <p>以上のことなどを踏まえ、当該業務委託の在り方について抜本的に見直すなど、所要の是正措置を講じられたい。</p>
措置の要旨	<p>生産調整事業に係る地区水田農業構造改革推進協議会への業務委託について、平成22年度からの制度改正（戸別所得補償モデル対策）に伴い、これを行わないこととし、転作作物の確認に伴う現地案内人については、謝金を支払うよう見直しを行った。</p>

(2) 久居総合支所

ア 地域振興課（産業環境課（当時））

監査の結果	<p>久居地区農政推進事業交付金について、地区農政推進事業交付金は、合併前の市町村の区域を1つの地区（旧津市の区域は3つの地区）として、当該地区の農業振興と農業経営安定の方策に係る協議などを行う地区農政推進協議会の事業経費に充てるために、農林水産部農林水産政策課が交付し、その会計処理等は各総合支所の産業環境課が担当している。</p> <p>そこで、久居地区農政推進協議会の決算における剰余金の状況を見ると、平成19年度の決算では約61万5,000円、平成20年度の決算では約69万7,000円の剰余金が生じていたが、いずれも市に返還することなく翌年度に繰り越していた。</p> <p>このような剰余金の繰越しは、公金の滞留に等しく、市の厳しい財政事情をはじめ、公金の取扱いの透明性が強く求められることにかんがみ、早急に見直すべきであり、農林水産政策課と協議の上、平成21年度の決算において生じた剰余金は市に返還するよう、所要の是正措置を講じられたい。</p>
措置の要旨	<p>久居地区農政推進協議会に交付した地区農政推進事業交付金について、同協議会に対し、平成21年度決算で生じた剰余</p>

	金の返還を求め、平成22年5月18日に、34万7,988円の返還があった。
--	---------------------------------------

(3) 河芸総合支所

ア 地域振興課（産業環境課（当時））

監査の結果	<p>河芸地区農政推進事業交付金について、河芸地区農政推進協議会の決算における剰余金の状況を見ると、平成19年度の決算では約16万5,000円、平成20年度の決算では約5万円の剰余金が生じていたが、いずれも市に返還することなく翌年度に繰り越していた。</p> <p>このような剰余金の繰越しは、公金の滞留に等しく、市の厳しい財政事情をはじめ、公金の取扱いの透明性が強く求められることにかんがみ、早急に見直すべきであり、農林水産政策課と協議の上、平成21年度の決算において生じた剰余金は市に返還するよう、所要の是正措置を講じられたい。</p>
措置の要旨	<p>河芸地区農政推進協議会に交付した地区農政推進事業交付金について、同協議会に対し、平成21年度決算で生じた剰余金の返還を求め、平成22年5月18日に、4万9,899円の返還があった。</p>

(4) 芸濃総合支所

ア 地域振興課（産業環境課（当時））

監査の結果	<p>芸濃地区農政推進事業交付金について、芸濃地区農政推進協議会の決算における剰余金の状況を見ると、平成19年度の決算では約9万円、平成20年度の決算では約26万9,000円の剰余金が生じており、特に平成20年度においては、交付金の交付を受けたものの事業を実施しておらず、剰余金は大きく増加したが、いずれも市に返還することなく翌年度に繰り越していた。</p> <p>このような剰余金の繰越しは、公金の滞留に等しく、市の厳しい財政事情をはじめ、公金の取扱いの透明性が強く求められることにかんがみ、早急に見直すべきであり、農林水産政策課と協議の上、平成21年度の決算において生じた剰余金は市に返還するよう、所要の是正措置を講じられたい。</p> <p>また、交付金の会計処理について、現金出納簿を整備してい</p>
-------	---

	<p>なかったことから、早急に整備されたい。</p>
措置の要旨	<p>芸濃地区農政推進協議会に交付した地区農政推進事業交付金について、同協議会に対し、平成21年度決算で生じた剰余金の返還を求め、平成22年5月18日に、26万8,940円の返還があった。</p> <p>また、同協議会から、現金出納簿を整備の上、適正かつ正確な経理処理を行ったことについて、報告を受け、これを確認した。</p>

(5) 美里総合支所

ア 地域振興課（産業環境課（当時））

(ア) 美里地区農政推進協議会交付金の使途について

監査の結果	<p>美里地区農政推進協議会交付金について、美里地区農政推進協議会の平成20年度の決算の内容を見たところ、他団体の美里地区水田農業推進協議会の資金不足を補うために、交付金25万円を同協議会に一時的に貸し付けていた。</p> <p>また、美里地区農政推進協議会の事業とは直接関係のない県営広域農道整備事業の計画変更に係る受益者同意印の徴取費として総額で約14万7,000円を支払っていた。</p> <p>これらの支出は、交付金の趣旨を逸脱した妥当を欠くものであり、農林水産政策課と協議の上、交付金の使途の妥当性と美里地区における農政上の効果を十分に検証し、所要の是正措置を講じられたい。</p>
措置の要旨	<p>地区農政推進協議会交付金制度について、より適正な予算の執行を図るための見直しに伴い、平成22年度は、美里地区における農政の推進を図るために必要と認める事業を対象に、その経費の2分の1を助成する地区農政推進事業補助金に改めた。</p>

(イ) 美里地区農政推進協議会交付金に係る剰余金の取扱いについて

監査の結果	<p>美里地区農政推進協議会交付金について、美里地区農政推進協議会の決算における剰余金の状況を見ると、平成19年度の決算では約32万6,000円、平成20年度の決算では約3万3,000円の剰余金が生じていたが、いずれも市に返還することなく翌年度に繰り越していた。</p>
-------	---

	<p>このような剰余金の繰越しは、公金の滞留に等しく、市の厳しい財政事情をはじめ、公金の取扱いの透明性が強く求められることにかんがみ、早急に見直すべきであり、農林水産政策課と協議の上、平成21年度の決算において生じた剰余金は市に返還するよう、所要の是正措置を講じられたい。</p>
措置の要旨	<p>美里地区農政推進協議会に交付した地区農政推進事業交付金について、同協議会に対し、平成21年度決算で生じた剰余金の返還を求め、平成22年5月20日に、3万2,728円の返還があった。</p>

(6) 安濃総合支所

ア 地域振興課（産業環境課（当時））

監査の結果	<p>安濃地区農政推進事業交付金について、安濃地区農政推進協議会の決算における剰余金の状況を見ると、平成19年度の決算では約20万8,000円、平成20年度の決算では約33万5,000円の剰余金が生じていたが、いずれも市に返還することなく翌年度に繰り越していた。</p> <p>このような剰余金の繰越しは、公金の滞留に等しく、市の厳しい財政事情をはじめ、公金の取扱いの透明性が強く求められることにかんがみ、早急に見直すべきであり、農林水産政策課と協議の上、平成21年度の決算において生じた剰余金は市に返還するよう、所要の是正措置を講じられたい。</p>
措置の要旨	<p>安濃地区農政推進協議会に交付した地区農政推進事業交付金について、同協議会に対し、平成21年度決算で生じた剰余金の返還を求め、平成22年5月19日に、328円の返還があった。</p>

(7) 香良洲総合支所

ア 地域振興課（産業環境課（当時））

(ア) 香良洲地区農政推進協議会交付金の使途について

監査の結果	<p>香良洲地区農政推進協議会交付金について、香良洲地区農政推進協議会の平成20年度の決算の内容を見たところ、同協議会の事業とは直接関係のない県営広域農道整備事業の計画変更に係る署名依頼通知に使用する郵便切手（80円切手300枚）の購入費を支出していたが、このような支出は、交付金</p>
-------	--

	の趣旨を逸脱した妥当を欠くものであり、農林水産政策課と協議の上、交付金の使途の妥当性と香良洲地区における農政上の効果を十分に検証し、所要の是正措置を講じられたい。
措置の要旨	地区農政推進協議会交付金制度について、より適正な予算の執行を図るための見直しに伴い、平成22年度は、香良洲地区における農政の推進を図るために必要と認める事業を対象に、その経費の2分の1を助成する地区農政推進事業補助金に改めた。

(イ) 香良洲地区農政推進協議会交付金に係る剰余金の取扱いについて

監査の結果	<p>香良洲地区農政推進事業交付金について、香良洲地区農政推進協議会の決算における剰余金の状況を見ると、平成19年度の決算では約2万9,000円、平成20年度の決算では約4万2,000円の剰余金が生じていたが、いずれも市に返還することなく翌年度に繰り越していた。</p> <p>このような剰余金の繰越しは、公金の滞留に等しく、市の厳しい財政事情をはじめ、公金の取扱いの透明性が強く求められることにかんがみ、早急に見直すべきであり、農林水産政策課と協議の上、平成21年度の決算において生じた剰余金は市に返還するよう、所要の是正措置を講じられたい。</p>
措置の要旨	香良洲地区農政推進協議会に交付した地区農政推進事業交付金について、同協議会に対し、平成21年度決算で生じた剰余金の返還を求め、平成22年5月18日に、1,326円の返還があった。

(8) 一志総合支所

ア 地域振興課（産業環境課（当時））

監査の結果	<p>一志地区農政推進事業交付金について、一志地区農政推進協議会の決算における剰余金の状況を見ると、平成19年度の決算では約38万1,000円、平成20年度の決算では約26万9,000円の剰余金が生じていたが、いずれも市に返還することなく翌年度に繰り越していた。</p> <p>このような剰余金の繰越しは、公金の滞留に等しく、市の厳しい財政事情をはじめ、公金の取扱いの透明性が強く求められることにかんがみ、早急に見直すべきであり、農林水産政策課</p>
-------	--

	と協議の上、平成21年度の決算において生じた剰余金は市に返還するよう、所要の是正措置を講じられたい。
措置の要旨	一志地区農政推進協議会に交付した地区農政推進事業交付金について、同協議会に対し、平成21年度決算で生じた剰余金の返還を求め、平成22年5月19日に、15万5,022円の返還があった。

(9) 白山総合支所

ア 地域振興課（産業環境課（当時））

監査の結果	<p>白山地区農政推進事業交付金について、白山地区農政推進協議会の決算における剰余金の状況を見ると、平成19年度及び平成20年度の決算でそれぞれ約48万円の剰余金が生じていたが、いずれも市に返還することなく翌年度に繰り越していた。</p> <p>このような剰余金の繰越しは、公金の滞留に等しく、市の厳しい財政事情をはじめ、公金の取扱いの透明性が強く求められることにかんがみ、早急に見直すべきであり、農林水産政策課と協議の上、平成21年度の決算において生じた剰余金は市に返還するよう、所要の是正措置を講じられたい。</p>
措置の要旨	白山地区農政推進協議会に交付した地区農政推進事業交付金について、同協議会に対し、平成21年度決算で生じた剰余金の返還を求め、平成22年5月24日に、45万3,054円の返還があった。

(10) 美杉総合支所

ア 地域振興課（産業環境課（当時））

監査の結果	<p>美杉地区農政推進事業交付金について、美杉地区農政推進協議会の決算における剰余金の状況を見ると、平成19年度の決算では約57万3,000円、平成20年度の決算では約72万7,000円の剰余金が生じていたが、いずれも市に返還することなく翌年度に繰り越していた。</p> <p>このような剰余金の繰越しは、公金の滞留に等しく、市の厳しい財政事情をはじめ、公金の取扱いの透明性が強く求められることにかんがみ、早急に見直すべきであり、農林水産政策課と協議の上、平成21年度の決算において生じた剰余金は市に</p>
-------	--

	返還するよう、所要の是正措置を講じられたい。
措置の要旨	美杉地区農政推進協議会に交付した地区農政推進事業交付金について、同協議会に対し、平成21年度決算で生じた剰余金の返還を求め、平成22年5月21日に、70万2,100円の返還があった。

(11) 教育委員会事務局

ア 生涯学習課

監査の結果	<p>平成20年度の津市婦人会連絡協議会事業補助金について、実績報告書を見たところ、補助金額（237万7,000円）の72パーセント以上に当たる約173万円を同協議会の4支部に交付する支部活動事業費（総額183万円）に充当していたが、4支部の活動事業費において最終的に当該補助金を充当した経費の内容が明らかでなく、同課はその内容を確認していなかった。</p> <p>当該支部活動事業費は、その財源のほとんどが市の補助金であり、かつ、同協議会への補助金の交付の目的に従って4支部に交付するものであると解されることから、4支部の活動事業費が当該補助金の交付の目的に従って使用されたか否かを確認の上、同協議会への補助の適否を審査すべきある。</p> <p>そこで、同協議会への補助の適否を審査するに当たっては、4支部の活動事業費において最終的に当該補助金を充当した経費をも具体的に把握するよう、所要の是正措置を講じられたい。</p>
措置の要旨	各支部に対し、最終的に補助金が充当された経費の内容が判る支払証書類の提出を求め、その内容を具体的に確認した。

(12) 市立学校

ア 誠之小学校

監査の結果	給食費の滞納について、平成20年度以前の給食費の滞納（平成21年8月末日現在）は、2件で3万8,000円であるが、給食費に係る債権は2年の短期消滅時効であると解されることから、早期に有効な対策を講じられたい。
措置の要旨	平成21年8月末日時点の滞納金額38,000円について、担任等による再三の家庭訪問の結果、平成22年3月24

日に7,600円、同年8月24日に30,400円の支払いがあり、完納した。